

資本関係、人的関係等のある会社の 同一入札への参加制限について

京都府建設交通部

1. 実施事項

京都府が発注する建設工事において、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係にある者（以下「親子会社等」という。）の同一入札への参加は認めない。

2. 親子会社等の基準

親子会社等は、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 資本関係

- ア 親会社等と子会社等の関係にある者
- イ 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある者

(2) 人的関係

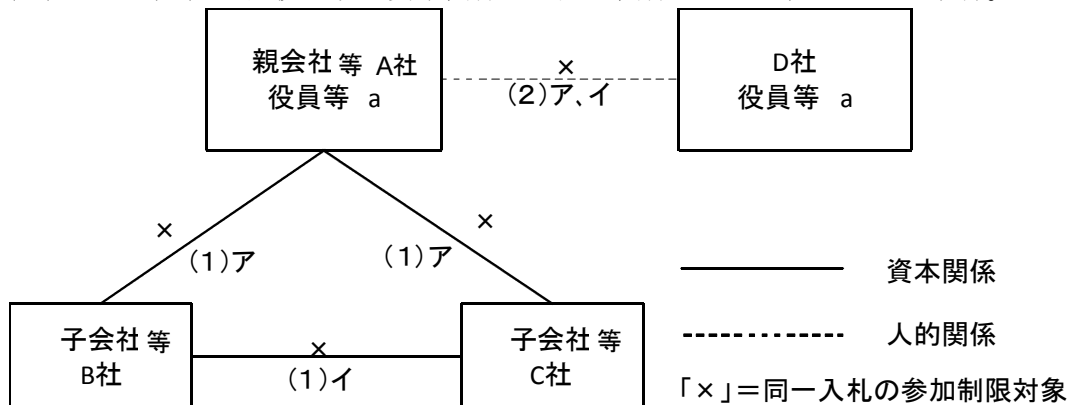
- ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている者
 - イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている者
 - ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている者
- ※アについては、会社等の一方が再生手続きが存続中の会社等又は更生会社である場合は除く。

- ・親会社等、子会社等の定義
会社法第2条第3号の2及び第4号の2に規定する親会社等及び子会社等をいう。
- ・役員等の定義
以下の①から⑤までのいずれかに該当する者をいう。
 - ①株式会社の取締役（ただし、次に掲げる者を除く。）
 - i 監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ii 指名委員会等設置会社における取締役
 - iii 社外取締役
 - iv 定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - ②指名委員会等設置会社の執行役
 - ③持分会社の社員（定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - ④組合の理事
 - ⑤その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記

(1) 又は (2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。



3. 親子会社等に係る同一入札の参加制限

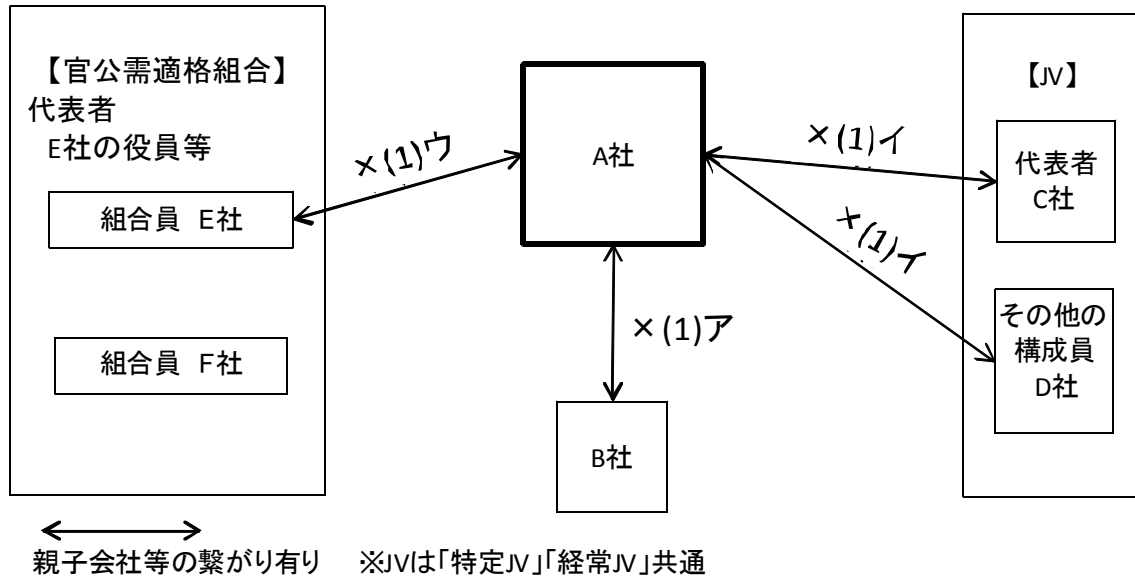
次の（１）から（３）において、それぞれのアからウに該当する者と同一入札に参加することができない。

（１）単体の建設業者（以下「単体業者」という。）の場合

ア 単体業者の親子会社等

イ 単体業者の親子会社等を構成員とする経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）

ウ 単体業者の親子会社等を組員とし、その組員の役員等を代表者とする官公需適格組合

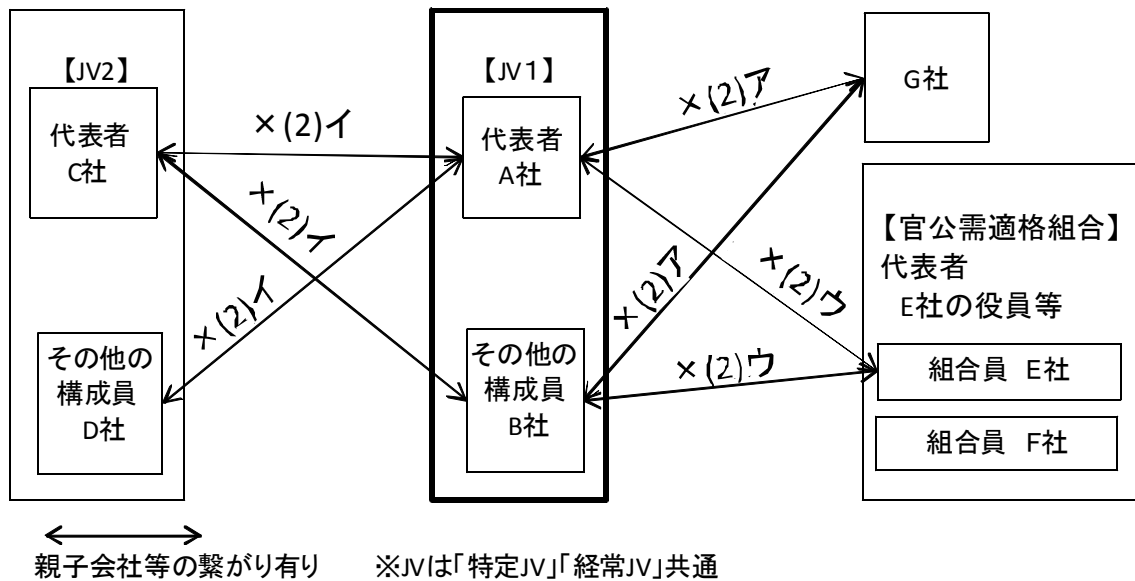


（２）共同企業体の場合

ア 共同企業体の構成員の親子会社等

イ 共同企業体の代表者の親子会社等を構成員とする他の共同企業体

ウ 共同企業体の構成員の親子会社等を組員とし、その組員の役員等を代表者とする官公需適格組合

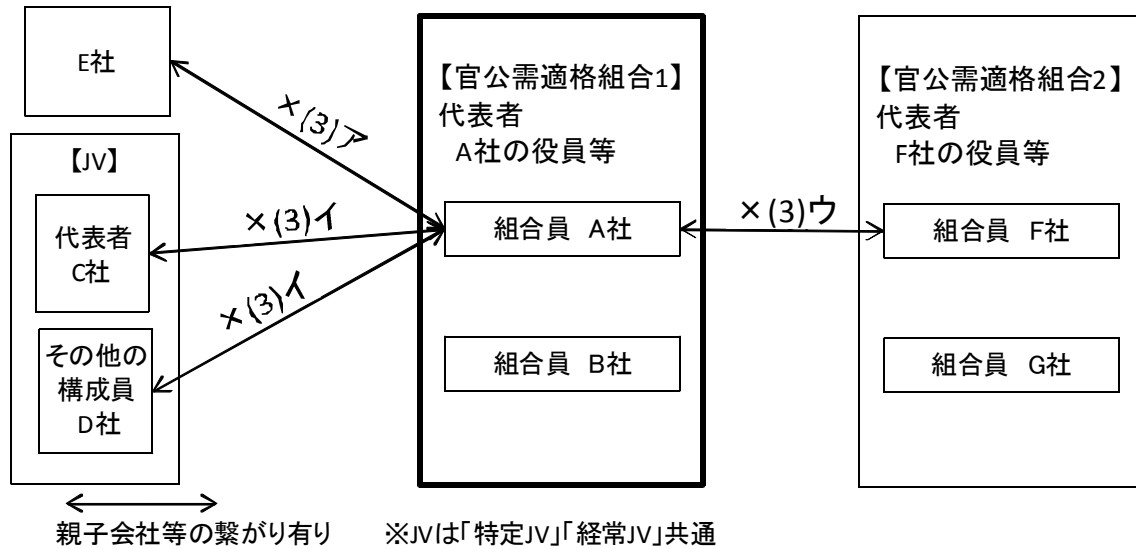


(3) 官公需適格組合の場合

ア 官公需適格組合の代表者を役員等とする組合員の親子会社等

イ 官公需適格組合の代表者を役員等とする組合員の親子会社等が構成員をする共同企業体

ウ 官公需適格組合の代表者を役員等とする組合員の親子会社等を組合員とし、その組合員の役員等を代表者とする他の官公需適格組合



4. 入札の取扱い

入札において、同一入札に参加することのできない親子会社等の関係を有する二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とする。ただし、そのうちの一人が入札をするまでに、その者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではない。

5. 留意事項

入札参加者が親子会社等に該当する場合に、本取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、京都府工事等競争入札心得第9条第2項の規定に抵触しないものとする。

6. 適用時期

本改訂は、平成31年4月1日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。